

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

キッチンカー等設置契約及びキッチンカー等に関する連携協定

(2) 目的及び事業内容

世田谷区は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響が生じている区内の飲食店等事業者への支援と区民の利便性向上を目的として、令和 3 年 3 月より区内 6 カ所の区有地をキッチンカー等の移動販売スペースとして提供する事業を実施し、令和 6 年度までに区内 13 カ所での実施に拡大している。

事業の実施に当たっては、飲食物の提供を行うキッチンカーや、生鮮食品や生活雑貨等の販売を行う移動販売車の出店をコーディネートする事業者（以下、「コーディネート事業者」という。）と、区有地へのキッチンカー等の出店及び区への出店料納入等に関するキッチンカー等設置契約を締結している。

今般、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけが 5 類感染症となったことから、区民生活の利便性向上や区有地の利用促進・魅力向上、地域の賑わいの創出、及び、災害時の食の確保に重きを置き、新たにキッチンカー等設置契約及びキッチンカー等に関する連携協定を締結する事業者を募集する。

なお、区民生活の利便性向上や区有地の利用促進・魅力向上、地域の賑わいの創出の観点から、区が現在キッチンカーの出店を認めている場所（以下、「既存出店場所」という）については出店頻度や台数、販売品目等の提案を重視し、評価をする。また、出店場所として、これまで区が出店実績のない区有地を提案書により新たに提案することを認めるが、新規出店については、区が周辺環境等の調査を行う必要があるため、提案しても出店に至らない場合がある。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※契約は単年度ごととし、業務の運営状況が良好と認められた場合に限り、令和8年度の随意契約を締結する。

※当該年度の契約内容等については、その前年度に別途区との協議により決定する。

2. 参加資格

本業務の実施に意欲と遂行能力を有する法人等であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税・市町村民税及び法人事業税に滞納がないこと。
- (5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (6) キッチンカー等設置契約及びキッチンカー等に関する連携協定プロポーザル方式事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3. 受託候補者を選定するための審査基準

- (1) 参加資格
参加資格は満たしているか
- (2) 申込時における注意事項等の遵守
応募書類及び付属書類は、作成要領に沿った形式、部数及び体裁になっているか
- (3) 経営理念及び業務の実施方針
経営理念及び業務の実施方針が、本業務の目的に合致しているか
- (4) キッチンカー等移動販売の業務実績
本業務を遂行する実績が充分であるか
- (5) 業務の実施体制
本業務の遂行にあたって強みがあり、円滑に遂行するための実施体制が明確であるか
- (6) 連携協定に関する提案内容

本業務の目的に合致しており、取組み内容が明確であるか

4. 提案書の審査方法

参加表明をし、提案書を提出した応募事業者の中から、提案書の内容をもとに審査し、適当と認められる事業者を随意契約予定事業者として選定する。

5. 手続き等

(1) 担当部課

〒154-0004 世田谷区太子堂二丁目16番7号 三軒茶屋分庁舎4階
世田谷区経済産業部経済課
電話：03-3411-6653 ファクシミリ：03-3411-6635

(2) 募集要項の交付期間及び方法

期間：令和6年12月13日（金曜日）～令和6年12月27日（金曜日）
方法：世田谷区ホームページにて公開
(<https://www.city.setagaya.lg.jp/03647/21249.html>)

(3) 参加表明書の提出期限及び提出方法

期限：令和6年12月27日（金曜日）（正午まで必着）
方法：上記（1）の窓口への持参、郵送またはオンラインフォーム
(<https://logoform.jp/form/JqMJ/819687>) よりデータ提出。

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

期限：令和7年1月24日（金曜日）（正午まで必着）
方法：上記（1）の窓口への持参、郵送またはオンラインフォーム
(<https://logoform.jp/form/JqMJ/819796>) よりデータ提出。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5.（1）の担当課と同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- (8) 詳細は提案要求説明書による。